

せたな町担い手育成基金助成規則の取扱いについて

平成26年4月
せたな町産業振興課

せたな町担い手育成基金助成規則（平成17年9月1日規則第37号。以下「規則」という。）の助成対象の例や手続き等の取扱いは次のとおりです。

1 助成対象事業の例

第2条 この規則による町の助成は、せたな町に居住し、農業、林業、漁業又は商工業に従事する者が産業視察又は研修のため国内外に旅行する国内外派遣研修事業に対して行うものとする。

(1) 対象となる研修事業の例

区分	例
産業共通	○各産業に係る国内外の先進事例や取組を学ぶための旅行 ○農協や漁協、商工会等の青年部や女性部等の研修旅行 ○公的研究機関・団体が実施する短期研修
農業	○北海道立総合研究機構花・野菜技術センターが実施する短期研修 ○道立農業大学校が実施する短期研修（農業経営者育成研修、農業機械高度化研修、農業土木機械運転技能員研修、フォークリフト運転技能研修、溶接技能研修等）
林業	○（一社）北海道造林協会が実施する林業担い手研修
漁業	○北海道立漁業研修所が実施する研修
商工業	○中小企業大学校

(2) 対象とならない研修事業の例

区分	例
産業共通	○観光旅行 ○学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく学校・高等専門学校・専修学校・各種学校・学校教育法以外の法律に特別の規定のあるその他学校への入学
農業	○道立農業大学校（2か年）への入学（畜産経営学科・畑作園芸経営学科・稲作経営専攻コース、農業経営研究科）
商工業	○道立高等技術専門学院への入学

※ このほかは、ご相談ください。

2 対象となる経費の例

第2条
2 前項の派遣研修事業に対する助成対象経費は、交通費、宿泊料及び参加料等の派遣研修事業費とし、その3分の2以内の額を限度とする。

(1) 交通費

JRやバス等公共交通機関代金、バス借り上げ料、タクシー台、自家用車の燃料費 など

(2) 宿泊料

ホテル・旅館代、研修寮費等

(3) 参加料

研修参加費、資料費等

3 対象経費の算出例

第2条

3 交通費、宿泊費、及び参加料等については、実費としてかかった経費、又は、せたな町の旅費に関する条例（平成17年9月1日条例第40号）で算出した額のいずれか低い額を、助成対象経費とする。

(1) 例1 <札幌周辺に自家用車により2泊3日で研修>

区分	実際の経費	町の旅費計算上
交通費	・ ガソリン代 400km/10km/ℓ × @150円/ℓ =6,000円 (○)	・ 鉄道賃 11,000円(往復) (×) ・ バス賃 2,440円(往復) (×)
宿泊費	・ ビジネスホテル 6,000円 × 2泊 = 12,000円 (○)	・ 宿泊料 9,800円 × 2泊 = 19,600円 (×)
参加費	・ 資料費 1,000円 (○) ・ 懇親会費 5,000円 (×)	
交付額計 (○計)	対象事業費 19,000円 × 補助率 2/3 = 12,666円 ≒ 12,000円	

(2) 例2 <グループ(10人)でバスを借り上げて1泊2日で道内視察>

区分	実際の経費	町の旅費計算上
交通費	・ バス借り上げ台 一式 150,000円 (○)	・ 鉄道賃・バス賃(往復・概算) @20,000円 × 10人 = 200,000円 (×)
宿泊費	・ 温泉旅館(懇親会付) 15,000円 × 2泊 × 10名 = 300,000円 (×)	・ 宿泊料 9,800円 × 2泊 × 10名 = 196,000円 (○)
参加費	・ なし	
交付額計 (○計)	対象事業費 346,000円 × 補助率 2/3 = 230,666円 ≒ 230,000円	

(3) 例3 <道立漁業研修所(鹿部町)で6か月間研修>

区分	実際の経費	町の旅費計算上
交通費	・ ガソリン代 230km/10km/ℓ × @150円/ℓ = 3,450円 (○)	・ 鉄道賃(往復) 5,400円 (×) ・ バス賃(往復) 2,440円 (×)
宿泊費	・ @2,050円 × 6か月 × 20日 = 246,000円 (○)	・ 宿泊料 @9,800円 × 120泊 = 1,176,000円 (×)
参加費(受講料)	・ @580円 × 6か月 × 20日 = 69,600円 (○) + α	
交付額計 (○計)	※ 道立漁業研修所HPによると、上記等で概ね50万円が必要 対象事業費 500,000円 × 補助率 2/3 = 333,666円 ≒ 330,000円	

(4) 例4 <花野菜・技術センター（滝川市）で7か月間研修（総合技術研修）>

区分	実際の経費	町の旅費計算上
交通費	・ ガソリン代 666km(往復)/10km/ℓ × @150円/ℓ =9,990円 (○)	・ 鉄道賃 16,200円(往復) (×) ・ バス賃 2,440円(往復) (×)
宿泊費（食費）	・ @1,200円 × 7か月 × 20日 =168,000円 (○)	・ 宿泊料 @9,800円 × 140泊 =1,372,000円 (×)
参加費（受講料）	(なし)	
交付額計（○計）	対象事業費 177,990円 × 補助率 2 / 3 = 118,660円 ≒ 118,000円	

(5) 例5 <農業大学校（本別町）で1週間研修（農業機械高度化研修（初級））>

区分	実際の経費	町の旅費計算上
交通費	・ ガソリン代 840km(往復)/10km/ℓ × @150円/ℓ =12,600円 (○)	・ 鉄道賃 23,020円(往復) (×) ・ バス賃 2,440円(往復) (×)
宿泊費・受講経費	・ 8,000円 (HPより) (○)	・ 宿泊料 @9,800円 × 4泊 =39,200円 (×)
交付額計（○計）	対象事業費 20,600円 × 補助率 2 / 3 = 13,733円 ≒ 13,000円	

(注) 自家用車で旅行する場合の支出証拠書類は、出発時に満タンに給油するとともに、メーター及び燃料ゲージの写真と帰宅時の同様の写真、並びに、燃料代のレシートの写し等とする。

4 年間スケジュール等

月	作 業 等
4月	
5月	↓
6月	↓ 交付申請
7月	→ 予算化 → 補助金交付 (研修終了後)
8月	↓ 交付申請
9月	→ 予算化 → 補助金交付 (研修終了後)
10月	↓
11月	↓ 交付申請 事業の周知 (各団体を通じて)
12月	→ 予算化 → 補助金交付 (研修終了後)
1月	↓ 交付申請 (翌年度分) → 補助金交付 (研修終了後)
2月	
3月	→ 予算化
翌年度	→ 補助金交付 (翌年度・研修終了後)